

木更津市高齢者保健福祉計画
第 7 期介護保険事業計画

令和元年度 進捗状況

基本方針1：健康で心豊かにいきいきと過ごせるように ～健康づくり、介護予防及び自立支援の推進～

1. 健康づくり、介護予防の推進

(1)健康づくりの推進

事業名	所管課	実施状況	課題	今後の方向性
生活習慣病予防対策	健康推進課	全てのライフステージにおける適切な生活習慣の維持を図るため、乳幼児期から学童期までは、元気な身体づくりと生活習慣を確立し、成人期以降は、生活習慣病の予防を中心として取り組む。 成人・高齢期については、メタボから糖尿病・高血圧症にならないための発症予防及び、更に脳血管疾患、心疾患、慢性腎臓病に至らないための重症化予防を各種健診・相談・健康教育事業等を通じ支援している。また、それらを予防するためには、各種健診を受診することが必要であるため、受診勧奨を行っている。	心疾患と脳血管疾患を含む循環器疾患が、がんと並び主要死因となっている。また、慢性腎臓病から新規透析導入に至る者が毎年いる状況である。それらの原因となる高血圧や糖尿病を中心とした生活習慣病発症・重症化予防への取り組みを継続的に実施する必要がある。	・全てのライフステージにおいて、適切な生活習慣を維持するため、連続した取組を実施する。 ・成人期・高齢期においては、メタボ予防と改善の徹底により高血圧・糖尿病の発症を抑える。既に疾患を有した人に対しては、合併症の発症から要介護状態にならないため、重症化予防の取り組みとして、適切な医療受診と治療継続、生活習慣改善への支援を継続する。
食育の推進	健康推進課	令和元年度 〈木更津市食生活改善協議会〉 ・健康づくり講習会 4回 43名 ・特定健診結果説明会 3回 272名 ・その他地区活動 6回 52名 〈健康推進課実施〉 ・健康教育（地区活動及び健康ウィーク等）10回 429名 ・健康相談 26回 26名 ・重症化予防 21回 32名 【内容】 ・疾病の発症・重症化予防の為にバランスの良い食事を整えること及び減塩について啓発	①地域で活動する食生活改善推進員が減少傾向であるため、推進員活動の在り方や、その他にも啓発していく方法・場の検討が必要である。 ②自分の状態にあった食事を整えるためには、加齢による機能の衰えから疾病が発症・重症化しやすい状況となることや、食事内容が毒にも薬にもなることを市民が理解する必要がある。飽食の中で、自己の食事内容を改めて振り返り、加齢による体の変化に合わせた食事ができる人を増やしていくための取り組みが必要がある。	健康寿命延伸のために、健康課題であるフレイルを理解して日頃から予防に取り組み、日常動作を増やす。そして食生活は、1日3食、主食・主菜・副菜を整えることを、食生活改善推進員活動と共に推進していく。
特定健康診査、特定保健指導	保険年金課	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年度から君津木更津医師会に委託して特定健康診査(個別健診)を実施している。また、平成25年度から集団健診を開始し、集団健診の受診者には、結果説明会にて健診結果の返却を行っている。加えて、国保被保険者がJA組合員の健康診査を受診した場合、健診費用を助成し健診結果を把握している。 特定健康診査等の結果に基づき、動機付け支援、積極的支援、の特定保健指導を実施しています。また、生活習慣病重症化予防対策として、介護保険認定疾患の最大の原因である脳・心血管疾患リスク者に対する保健指導を実施し、令和元年度からは、糖尿病性腎症、慢性腎臓病のリスクのある人に対して「腎臓病地域連携パス」を発行し、医師会、専門医と連携して実施している。 平成25年度から平成29年度までの第2期計画での取り組みの評価を基に、平成30年度から平成35年度までを計画期間とする木更津市国民健康保険保健事業計画(第2期データヘルス計画)を策定し実施率向上、生活習慣病の発症予防および重症化予防に取り組んでいる。8指標の内4指標は目標を達成し、また目標値に対しての達成率は8割を超え、計画達成に向けた取り組みをしている。	特定健康診査及び特定保健指導の実施率は、目標値に達していない状況であり、メタボ該当者が高年齢が進むにつれて割合が高くなり、特に男性は3割を超えており、65歳未満の男性で脳・心血管疾患などの予防可能な疾患での死亡割合が多い状況である。 介護保険認定者の有病状況では、脳卒中が約半数を占めており、基礎疾患として糖尿病や高血圧の人が多い状況であり、高血圧、心臓病、脳疾患の有病率、新規透析者数は目標値に達しているが、糖尿病、脂質異常症は目標値に達していない。生活習慣病の危険因子を持つ者を早期発見し、適正な医療への受診勧奨や生活改善を促す保健指導を実施するため、特定健康診査および特定保健指導等の実施率を向上させる必要がある。	特定健康診査実施率の向上対策 ・未受診者へ勧奨通知をし受診を促す。 ・未受診者の内、医療機関での検査や職場健診を受けている人の健診データ等の提供(みなし健診)数の強化。 特定保健指導実施率の向上対策 ・特定保健指導委託業者との連携強化及び進捗管理の徹底。 ・特定保健指導等の実施ができる人材の確保。
がん予防	健康推進課	令和元年度実施状況 ・結核肺がん検診:16回(喀痰検査7回) （健診室4回、公民館7回、福祉会館7回） ・胃がん検診:16回（健診室9回、公民館7回） ・大腸がん検診:18回(うち1日実施3回)（健診室17回、公民館1回） 胃がん・結核肺がん検診・肝炎ウイルス検診・特定健診など同時に実施。 70歳以上は自己負担金無料。 65歳全員、国保加入者にはがん検診の案内、過去2年間に受診した人へがん検診の案内や受診券、後期高齢者へ結核・肺がん検診の案内を送付し、受診勧奨を実施。	後期高齢者受診割合が増え、結核・肺がん検診の勧奨の効果があつたが、結核・肺がん検診を含む受診率は横ばいである。年々高齢の受診者が増えることで、検診車の乗降時やバリアフリー誤飲等、フレイルによる事故の可能性が高まるため、安全面で配慮がより必要となる。 要精密検査と判定され精密検査を受けない者には、引き続き検診の意義や精検査の必要性について理解を得ていく必要がある。 長期的な課題として、受診することによる利益不利益、効果を鑑み、対象年齢上限の設定について検討する必要がある。	高齢者が安全に受診しやすい環境整備や、がん予防に関するわかりやすい情報の提供を推進する。後期高齢者については、結核・肺がん検診の周知を行い、結核予防も含め肺がん検診の受診率向上に努める。 対象年齢の上限設定については国の動向を確認しながら適宜検討をする。
歯・口の健康	健康推進課	地域で活動している高齢者サロンや住民主体の通いの場、老人クラブ、および高齢者福祉課で実施している自立生活体操の参加者に対して、口腔機能向上プログラム(誤嚥性肺炎の予防、口の健康体操、歯周病予防等)として歯科衛生士の派遣を実施している。 ・平成26年度 32回 ・平成27年度 29回 ・平成28年度 31回 ・平成29年度 28回 ・平成30年度 28回 ・平成31年度 27回 リーダー研修 2回	①事業実施者のマンパワーの不足 健康推進課職員が臨時歯科衛生士に指導をして、実践部隊として事業を遂行してもらっているが、交替要員がいない。 ②プログラムのマンネリ化と評価方法が構築されていない 実施内容はかなり普及されてきたが、その事業の評価方法及び個人が実施後の効果判定をするツールが確立されていない ③住民への直接指導の方法以外の周知・普及ができるシステムが未構築 1例として、リーダー研修を実施したが、今後も裾野が広がるようなシステム構築が必要	引き続き、事業実施者となる人員の養成に努め、新たな人的資源の模索を行っていき。 また、口腔機能向上プログラムにおいて、住民自身がプログラムの効果を判定できる評価方法を作成してきたい。
予防接種の実施	健康推進課	【インフルエンザ】 実施期間:令和元年10月1日から12月31日 接種者数:18,614人 接種率49.5% 【高齢者肺炎球菌(定期接種)】 実施期間:平成31年4月1日から令和2年3月31日 接種者数:987人 接種率17.5% うち、65歳の接種者数:488人 接種率31.7%	【インフルエンザ】 対象者数及び実施者数ともに増加し、接種率は向上している。高齢者がインフルエンザに罹患すると重症化しやすいため、今後も継続して周知が必要である。 【高齢者肺炎球菌】 平成31年度から5年間で未接種者に対して定期接種が継続となったため、接種履歴の管理と接種率の向上に向けた周知が必要である。	高齢者肺炎球菌予防接種について、対象年度中に希望者が接種の機会を逃さないよう、広報や医療機関を通じて周知していく。
スポーツ活動の推進	スポーツ振興課	春の市民歩け歩け大会 平成31年4月14日(日)8時30分～12時00分 東清小学校 ～ 榑橋 ～ 小櫃川沿い道路 ～ 小櫃堰公園(休憩) ～ 小櫃川沿い道路 ～ 万年橋 ～ 東清小学校…約8.5km 秋の市民歩け歩け大会(雨天のため中止) 令和元年11月23日(土) 8時00分～12時30分 鎌足公民館～さくら公園～鎌足公民館…約5km	参加者数は全体で昨年の倍程度増加、特に60歳以上の方に多くの参加があつた。秋は開催中止となつてしまつたが、次回開催時にも多くの高齢者に参加していただけるよう働きかけていきたい。	引き続き、大会の周知に努めるとともに、スポーツ推進委員の高度な知見を活かし、高齢者の運動習慣化が図れるような取組を加えつつ、誰もが気軽に参加できるように考慮していく。

基本方針1：健康で心豊かにいきいきと過ごせるように ～健康づくり、介護予防及び自立支援の推進～

(2)介護予防の推進

事業名	所管課	実施状況	課題	今後の方向性
介護予防把握事業	高齢者福祉課	地域包括支援センターの協力を得て、サービスが必要であると認められる第1号被保険者に対して基本チェックリストを使用し、要介護・要支援となる恐れの高い対象者を把握している。 通所型・訪問型サービスC事業等では、事業への参加対象者選定のためにも使用している。	-	地域包括支援センターの協力のもと基本チェックリストを行い、対象者の把握を継続して行っていき、被保険者が地域包括支援センターとの関わりをもつことで、その後の介護予防等に役立てていく。
介護予防普及啓発事業	高齢者福祉課	介護予防教室や住民主体の通いの場等で、介護予防ファイルと介護予防全般について記載されているパンフレットを配布し、介護予防に関する普及・啓発に取り組んでいる。 さらに、介護予防教室以外でも、高齢者サロン、老人クラブ等で、歯科衛生士が高齢者に介護予防(口腔機能)の必要性について健康教育を実施して、健康相談にも応じている。(参加者484名) 地域介護予防支援事業においても、住民主体の通いの場にて看護師による体力測定及び健康教育を実施している。(参加者489名)	周知人数も増え介護予防という言葉も浸透してきていると思うが、正しい理解をしてもらうための普及啓発が今後も継続的に必要である。地域包括支援センター等の協力のもと、取り組んでいきたいと考えている。	対象者に、元気なうちに介護予防の大切さについて知ってもらえるようにし、また、引き続き歯科衛生士による口腔機能向上について健康教育を実施する。
地域介護予防活動支援事業	高齢者福祉課	平成31年度は、2箇所(31人)の住民主体の通いの場を立ち上げ、市全体では令和2年3月末現在34箇所(641人)の住民主体の通いの場が立ち上がっている。 また、リーダー育成支援の交流会を2回実施し83人が参加した。	参加者が飽きないようリーダー育成支援の交流会の内容を、地域包括支援センターと検討する必要がある。	継続して事業を実施
介護支援ボランティア事業	高齢者福祉課	具体的な事業実施内容の検討までいたっていない。	-	実施内容の検討
地域リハビリテーション活動支援事業	高齢者福祉課	住民主体の通いの場において、医療機関に所属する理学療法士が集団指導と、個別指導を計25回実施しました。	国が示す地域リハビリテーション活動支援事業は、リハビリテーション専門職が住民主体の通いの場に定期的に関与することにより、①身体障害や関節痛があっても継続的に参加することのできる運動法の指導②認知症の方への対応方法等を世話役に指導、③定期的な体力測定、等について実施し、要介護状態になっても参加し続けることのできる通いの場を地域に展開することができるとあるが、集団指導、基本的に個別指導を行い評価も行う方法で実施する等、各理学療法士によって方法が異なり、その方法や手技は各々の理学療法士に任されていることから、理学療法士の力量に負うところが大きくなっている。	継続して事業を実施

2. 地域における自立した日常生活の支援

(1)生きがいづくりの推進

事業名	所管課	実施状況	課題	今後の方向性
老人クラブへの支援	高齢者福祉課	高齢者の生きがいと健康づくり、また、長寿社会の実現と保健福祉の向上に寄与する活動対象に対し、補助金を交付するとともに老人クラブ加入促進を図るための広報活動に対して支援した。	老人クラブや加入者の減少が問題となっており、特にリーダーの高齢化がクラブの解散要因となることから、新たにリーダーとなる人材の育成が必要となっている。	単位老人クラブの解散防止と会員増強及び若手リーダーの育成強化を図っていく。
高齢者生きがい対策支援事業	高齢者福祉課	敬老会については、平成19年度までは地区社会福祉協議会が実施する地区敬老会に対し補助を行っていたが、近年、転入、転出が多く参加対象者となる高齢者を地域で把握することが困難になってきていることから、平成20年度からは市の委託事業として実施している。	地区により出席率に差があり、また会場の広さにより出席人数をこれ以上増やせない地区もあるためこのまま継続してよいのか検討する必要がある。	地区により出席率に差があり、また会場の広さにより出席人数に制限があるため、このまま77歳以上を対象とすることで良いのか検討する必要がある。
老人福祉センターの管理・運営	高齢者福祉課	平成18年度から指定管理者制度を導入し、利用者の利便性の確保と効率的な運営をしております。また、高齢者の健康増進や生きがい活動の場としてより多くの高齢者が利用できるよう、送迎バスの運行も実施している。 バスの利用を含め施設利用の促進を図るため周知を図った。	施設の老朽化に伴い、施設内の整備について計画的に対応し、快適な利用がされるよう努める。	指定管理者制度の継続とともに、施設内の整備についても計画的に対応し、快適な利用がされるように努める。 より多くの人に利用していただくよう周知活動に努める。

(1)社会参加の拡充

事業名	所管課	実施状況	課題	
木更津市シルバー人材センターへの支援	高齢者福祉課	木更津市シルバー人材センターの健全な運営を図り、もって高齢者の福祉の増進に資するため、予算の範囲内において、木更津市補助金等交付規則及び木更津市シルバー人材センター運営費補助金交付要綱に基づき、シルバー人材センターに補助金を交付するとともに会員募集等に関する広報活動等の支援をしている。	シルバー人材センターの健全な運営を図るため、受注拡大や会員数の増加が喫緊の課題となっている。	シルバー人材センターの健全経営のため、受注拡大、会員数の増加が図られるように広報活動等の支援を実施していく。
再就職支援セミナー等の開催	産業振興課	対象者に向けて、以下のとおりセミナーを開催した。 シニア向け再就職支援セミナー&個別相談会 (千葉県ジョブサポートセンター・袖ヶ浦市・君津市・富津市との共催) 日時:令和元年12月5日(木) 場所:木更津市中央公民館 参加者数:13名	今回のセミナーについて、一定の参加者を集めることはできましたが、目標人数には届かなかったため、周知に向けた取り組みを強化する必要があると考えられる。	本事業は毎年実施されておりますが、その都度一定数の参加があることから、対象者のニーズに合っているものと考えられる。今後は市の広報紙やホームページを通しての情報発信を積極的に行い、より多くの方に参加していただけるよう周知徹底を図る。
シニア世代を対象とする仕事説明会の開催	産業振興課	シニア従業員のお仕事説明会in木更津 (㈱セブーンイレブン・ジャパンとの共催) 日時:令和元年9月17日(火)、令和2年1月17日(金) 場所:木更津市役所駅前庁舎 参加者数:各日4名、1名 計5名	今回、㈱セブーンイレブン・ジャパンと共催で地元での再就職に関する説明会を計2回行なったが、全体的に参加者数が少なく、特に1月開催のものは参加者がわずか1名であったことから、開催時期と周知に向けた取り組みについて再検討する必要があると考えられる。	現状の課題を踏まえて、説明会の時期の見直しや周知徹底を図る。 また、今回の説明会については説明内容が共催企業に限られるものであったため、今後は求職者の選択肢をさらに広げられるよう、様々な地元企業との連携を検討する。

基本方針2:住み慣れた地域で安心して暮らせるように ～地域や関係者が連携した総合的な支援～

1. 総合的な生活支援、医療・介護等の連携の推進

(1)総合事業の推進

事業名	所管課	実施状況	課題	今後の方向性
訪問型サービス	高齢者福祉課	【訪問介護サービス】 従来の介護予防訪問介護に相当する訪問介護事業者により提供されるサービスを継続して実施している。 【訪問型サービスA】 訪問型サービスA従事者研修会を開催し、13名の市認定ヘルパーを養成した。 【訪問型サービスC事業(保健師等が訪問して行う相談・指導)】 閉じこもり、認知症、うつ等のおそれがある人を対象に、管理栄養士を確保して居宅訪問した。 【訪問型サービスC(通所Cとの組合せによるもの)】 通所型サービスCとの組み合わせにより、リハビリ専門職の居宅訪問を行った。 【訪問型サービスD】 運営主体を決定した。	住民主体による支援サービスの支援体制の構築と、それらのサービスの担い手の確保が求められる。また、すでに運営が開始している事業については、より多くの方が利用できるように引き続き事業の周知をすることが求められる。	基準の制定等によりサービス内容を構築し、利用者、訪問介護事業者等のサービスの担い手双方への周知を図り、必要ときに必要なサービスが利用できるような基盤づくりを目指す。
通所型サービス	高齢者福祉課	従来の介護予防通所介護に相当する通所介護事業者により提供されるサービスを継続して実施している。 また、木更津市地域包括支援センターごと、4ヶ所(富来田と北部は合同)の通所介護事業所と委託契約をし、通所型サービスC事業(短期集中予防サービス)を実施している。運動機能向上をはじめ、事業所ごとの特徴を活かしたプログラムを行っている。	通所型サービスC事業参加者が住民主体の通いの場への参加や新規立ち上げに繋がるよう、地域包括支援センターと協力し、取り組む必要がある。	従前相当、通所型サービスC事業は継続実施。今後緩和した基準によるサービスの実施に向けて検討を行っている。

(2)生活支援サービスの推進

事業名	所管課	実施状況	課題	今後の方向性
生活支援サービス提供体制の構築	高齢者福祉課	平成31年2月より、木更津市社会福祉協議会へ事業を委託し、生活支援コーディネーター及び第2層協議体を波岡東地区に設置し、令和2年1月より岩根東地区にも設置した。 第1層協議体である、木更津市在宅医療・介護連携推進協議会の社会福祉・生活支援部会において、市民向けにさわやか福祉財団の堀田 力氏による講演会の実施、昨年作成した地域のちよとした困り事を助けるための地域サポートを開始するためのマニュアルの配布を行なった。	地域課題を把握した後、第2層協議体でどのように課題解決に向けて取り組んでいくか、また、今ある社会資源をより良いものにするためにはどのようにすべきか、今後も継続して検討が必要。	継続して、木更津市社会福祉協議会へ委託を行い、モデルとして立ち上げた2地区が参考となる地域になるよう、委託先と協力し取り組んでいく。
生活支援サービスの提供	高齢者福祉課	平成31年2月より、木更津市社会福祉協議会へ事業を委託し、生活支援コーディネーター及び第2層協議体を波岡東地区に設置し、令和2年1月には岩根東地区にも設置した。 地域に足を運び、社会資源や地域課題等の抽出、顔の見えるネットワークづくりを実施した。波岡東地区では、地域課題として買い物困難が挙げたため、課題解決のため、生活支援コーディネーターが中心となり移動支援を開始した。	地域課題の把握をしたのち、第2層協議体と協力し解決に向けた取り組みが必要がある。第2層協議体参加者の交代等もあり、事務局である生活支援コーディネーターが苦慮している。	継続して木更津市社会福祉協議会へ委託を行う。モデルとして立ち上げた2地区が参考となる地域になるよう、委託先と協力し取り組んでいく。

(3)地域包括支援センターの機能強化

事業名	所管課	実施状況	課題	今後の方向性
地域包括支援センターの機能強化	高齢者福祉課	木更津圏域を2圏域に分けるため、木更津市地域包括支援センター運営協議会にて協議を行い、ランチ形式で実施することを決定した。	-	設置数及び人員体制の検討を行い、地域包括支援センターを地域での拠点として深めていくため、目的に応じた地域ケア会議を開催するなど、地域包括ケアのネットワークづくりをより一層進めていく。

(4)地域ケア会議の推進

事業名	所管課	実施状況	課題	今後の方向性
地域ケア会議の推進	高齢者福祉課	木更津市各地域包括支援センターが主体となって、各地域においてケア会議を実施。個別ケースの解決に向けた地域ケア個別会議と、個別ケースの積み重ねにより抽出された圏域ごとの課題について共有・解決に向け取り組んでいる。平成31年度は、地域ケア個別会議として多職種からの専門的な助言を得て、介護予防に資するケアプランの作成や、高齢者のQOLの向上を目指す「自立支援に資する地域ケア個別会議」の開催をするための参加者向け説明会を実施した。	-	「自立支援に資する地域ケア個別会議」を開催できるよう推進する。

基本方針2: 住み慣れた地域で安心して暮らせるように ～地域や関係者が連携した総合的な支援～

(5) 在宅医療・介護連携の推進

事業名	所管課	実施状況	課題	今後の方向性
在宅医療・介護連携推進協議会の運営	高齢者福祉課	協議会及び3部会を設置し運営 ①協議会:3回開催 ②在宅医療・介護連携部会:5回開催 ・多職種研修会の開催 ③在宅介護・認知症施策部会:4回開催 ・認知症カフェフェスティバルの開催 ・認知症ケアパスの作成 ・メモリーウォークの実施 ④社会福祉・生活支援部会:5回開催 ・市民向け講演会の開催	-	引き続き、協議会・各部会において、医療と介護の関係機関が相互に連携しながら、地域課題の対応策を検討し、在宅医療・介護連携を推進する。
地域の社会資源の把握・充実	高齢者福祉課	継続して、地域包括支援センターが中心となり社会資源一覧を更新作成した。また、社会資源一覧をマッピングしたサイトを市公式ホームページへリンクし、公開している。	-	引き続き、社会資源一覧の更新を毎年行う。
情報通信技術(ICT)の活用	高齢者福祉課	木更津市在宅医療・介護連携推進協議会において、部会を横断したプロジェクトチームを新たに立ち上げ、医療・介護関係者の情報共有の支援ツールとしてのICT活用の検討を行っている。 具体的に、平成31年度は12月に関係者へ実態・活用意向等のアンケートを実施し、その後、プロジェクトチームを2回開催した。	ICTの導入にあたり、活用する対象によりルールづくりや運用体制が異なってくるため、医療・介護現場の声や、現在、実施している事業との調整など、十分な検討が必要である。	継続して事業を実施

(6) 認知症施策の推進

事業名	所管課	実施状況	課題	今後の方向性
認知症ケアパスの更新・普及	高齢者福祉課	・第2版の認知症ケアパスをより見やすく、新しい情報に修正し、令和元年5月に第3版を発行した。また、君津木更津医師会と協力し、認知症サポート医の情報も掲載した。 ・広報きさらづに折り込み全戸配布している他、市役所の窓口・地域包括支援センター・公民館・郵便局でも配布を行っている。	広報に折り込むなど幅広く配布しているが、さらに行きわたるような配布手段を検討する必要がある。	・より多くの方に普及できるよう、配布場所や配布方法の検討を行う。 ・第4版の発行に向けて、市民のニーズを把握するため市民を対象にアンケート実施し、在宅介護・認知症施策部会で検討を行う。
認知症初期集中支援チームの推進	高齢者福祉課	木更津東邦病院チームでは、会議21回、訪問9回。木更津病院チームでは、会議19回、訪問7回を実施した。	チームが介入した時には、既に認知症が進行しているケースもある。	医療・介護関係者へ事業を周知し、認知症の初期症状の方を早期にチームへ繋げていく。
認知症地域支援推進員の配置による相談支援体制の強化	高齢者福祉課	・H31年3月末現在14名推進員を配置している。 ・活動内容は、毎月1回認知症地域支援推進員会議を開催し、認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取り組みをしている。	高齢者福祉課に認知症地域支援推進員を配置していることについての周知が課題。	・各公民館等に設置されているデジタルサイネージや市民課及びその付近に設置されている番号案内表示システムを活用し、認知症地域支援推進員の存在を周知する。 ・新規の推進員配置場所の確保・調整。
認知症サポーターの養成	高齢者福祉課	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援する「認知症サポーター」を養成する。住民や学校、病院、企業等の団体からの依頼を受け、一定の研修を修了したキャラバン・メイトが認知症サポーター養成講座を実施し、サポーターを養成している。また、広報やホームページで参加者を募り、市主催の市民対象講座も開催している。	より多くの認知症サポーターを養成するため、地域包括支援センターのキャラバン・メイトだけでなく、一般のキャラバン・メイトの方々の活動の活性化が課題。	人格形成の重要な時期である子供・学生等に対して養成講座を拡大していく。
認知症サポーターのフォローアップ研修	高齢者福祉課	第1回:令和元年7月24日(火)開催。テーマ「認知症の方への傾聴とコミュニケーション」32人参加。 第2回:令和2年1月23日(水)開催。テーマ「認知症の理解と地域でできること」33人参加。	認知症サポーターフォローアップ研修修了者を地域の活動の場へ繋げるための仕組みづくりが課題。	地域で活動をすることができるサポーターを育成していく。

基本方針2:住み慣れた地域で安心して暮らせるように ～地域や関係者が連携した総合的な支援～

2. 地域支えあい社会の強化

(1)見守りネットワークの充実

事業名	所管課	実施状況	課題	今後の方向性
高齢者見守りネットワーク事業	高齢者福祉課	協力事業者をホームページで随時募集した。 協力事業者から通報を受けた場合には、地域包括支援センターや民生委員と協力し安否確認を行い、その後、関係機関で協力し支援を行った。	協力事業者の増加に向けた周知が課題。	協力事業者を募るとともに、既に協力いただいている事業者にたいして、再度事業の説明を行い引き続き協力を求めていく。
地域高齢者見守り事業	高齢者福祉課	対象者の情報を地区担当民生委員に提供して、見守り活動を行っている。	-	継続して事業を実施

(2)権利擁護の充実

事業名	所管課	実施状況	課題	今後の方向性
きさらづ成年後見支援センターとの連携	自立支援課	きさらづ成年後見支援センターに成年後見制度に関する相談業務等を委託している。相談等にかかる業務を円滑に行えるよう支援している。	-	継続して事業を実施
市長による後見等開始の審判の申立事務	自立支援課	きさらづ成年後見支援センターや地域包括支援センターなどからの依頼により、市長による後見等開始の申し立て事務を行っている。	-	継続して事業を実施
成年後見制度の利用に係る経費に対する助成	自立支援課	木更津市成年後見人等報酬助成規則により、報酬を支払うことが困難な人に対し助成を行っている。	-	継続して事業を実施
市民後見人の養成	自立支援課	木更津市社会福祉協議会の後見監督のもと、これまで市民後見人が7名選任されている。	-	継続して事業を実施
地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置	自立支援課	令和元年8月に中核機関を設置した。	-	設置した中核機関を効果的に運営していく。
成年後見制度の利用促進	自立支援課	市やきさらづ成年後見支援センターに成年後見が必要な人の情報が寄せられるよう、広報、啓発活動を行っている。	-	継続して事業を実施
高齢者虐待の早期発見・相談体制の強化	高齢者福祉課	地域包括支援センターや関係機関がそれぞれ職種に応じた役割を分担するとともに、連携して高齢者虐待について、速やかに支援につなげるよう高齢者虐待防止ネットワークの設置に向け検討を行った。 また、虐待防止や速やかな対応が図れるようにするため地域包括支援センターと連携し、高齢者虐待防止に関する勉強会を開催した。	-	継続して事業を実施
要保護者の緊急一時保護施設の体制整備	高齢者福祉課	緊急に保護が必要となった高齢者を認めた場合に、君津郡市老人福祉施設連絡協議会の協力を得て、直ぐに一時保護が可能となるよう高齢者緊急ショートステイネットワーク事業を実施した。 また、君津郡市老人福祉施設連絡協議会と意見交換会を2回行った。	当番施設に空きがないことで、受け入れができないケースがあった。 当番施設が受け入れできない場合に、どこが別の施設を探すのが徹底されていないかった。	今後も、君津郡市老人福祉施設連絡協議会と連携を図り被虐待者が速やかに非難できる体制を整備する。

基本方針2:住み慣れた地域で安心して暮らせるように ～地域や関係者が連携した総合的な支援～

(3)防災・安全対策の強化

事業名	所管課	実施状況	課題	今後の方向性
避難行動要支援者登録の推進	危機管理課	・令和元年6月に民生委員に対し、個別計画を配布した。 ・令和2年3月に約5000人から避難行動支援のための個人情報提供同意回答及び情報提供の依頼をした。	・実質的に自由移動出来たり同居家族があったりなど、地区での支援の優先度が低いとされる対象もいること。(例)年齢区分での対象者が、別世帯家族と同居しているケースで、「高齢者のみの世帯」とは実質的に異なるなど。 ・個別計画を作成途中も対象者が増えるため、今後も避難支援関係者の理解・協力を得ながら効果的に遂行すること。	今後も新規の候補対象者の同意確認・要支援者名簿登載・個別計画作成を進める。一方で、本人や避難支援関係者からの希望・連絡からも(内容確認の上)候補対象者となる仕組みを作り、継続して避難行動要支援者の避難プラン作成を進める。
高齢者の避難所の確保	危機管理課	平成31年度については、新たに福祉避難所の運営に関する協定締結はなし。 ※第6期(H27～29)の計画の中では、8施設と福祉避難所の運営に関する協定を締結した。	「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(平成28年4月 内閣府)では、福祉避難所は要配慮者や同居家族の生活圏やコミュニティの繋がりを配慮等を考慮すると小学校区に1箇所程度の割合で指定することを目録としていることから、更なる福祉避難所の確保が課題。	福祉避難所として利用可能な施設の把握を行うとともに、福祉避難所として指定する際には施設管理者、関係各課等と十分調整を行ったうえ、福祉避難所の確保に努める。

3. 安心した在宅生活の支援

(1)在宅福祉サービスの充実

事業名	所管課	実施状況	課題	今後の方向性
配食サービス	高齢者福祉課	要支援・要介護の認定者で、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯に対し配食サービスの提供とともに安否の確認を実施した。	配達事業者が、2者に減ったことにより、利用者が減少している。	令和2年度から栄養改善や見守りを目的とした地域支援事業に移行した。
栄養改善や見守りを目的とした配食サービス	高齢者福祉課	令和2年度からの実施に向けて、プロポーザルを実施し、事業者の選定を行った。	栄養改善を目的として加えたが、どのように効果を測るのか定まっていない。	令和2年度から実施することとなった。
ねたきり老人理容師派遣事業	高齢者福祉課	寝たきりの高齢者を対象に年4回以内で理容師派遣利用券を交付しており、理容師に依頼書を送付し申請者と理容師が実施時期を調整して利用をしている。	毎年度、利用者は固定の少人数で今後も増加が見込めない。	毎年度少人数で、利用者が大幅に増加することが見込めないため、廃止について検討する。
高齢者日常生活用具給付貸与事業	高齢者福祉課	本市に住所を有する65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象とし、申請が認められた者に日常生活用具を給付または貸与している。	-	継続して事業を実施
緊急通報装置貸与事業	高齢者福祉課	在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病等の緊急事態における日常生活上の不安を解消し、もって在宅高齢者等の福祉の増進を図る。	平成26年3月に公募により装置を導入しましたが、導入後5年を経過していることからICTの進展を踏まえた新たな装置の検討が必要。	ICTの進展を踏まえた新たな装置の導入を検討する。
地域高齢者把握事業	高齢者福祉課	高齢者に地域包括支援センターとつながりを持ってもらい、支援や介護が必要になったときに早期に相談に入れる体制を目的としているため、申請の受付は地域包括支援センターにて行い、その後定期的に申請者の健康状態等を把握するため誕生日に更新の手続きを行っている。 また、申請者情報を登録し、見守りキーホルダーを配布することで、在宅、外出時の緊急事態に的確な支援を行なうことができる。	毎年登録者は増加していますが、計画値を下回っていることから、事業の周知を図る必要がある。	新規登録者の増加に向け事業の周知を図って行く。

基本方針2:住み慣れた地域で安心して暮らせるように ～地域や関係者が連携した総合的な支援～

(2)家族介護者への支援

事業名	所管課	実施状況	課題	今後の方向性
家族介護支援事業	高齢者福祉課	平成24年度より、「寝たきり老人等紙おむつ給付事業費」を廃止し、「家族介護継続支援事業費」により実施している。 給付方法については、審査して対象となった場合、申請の翌月分から支給。 テープ・はくパンツ・フラット・尿とりパッドの中から1種類給付。 1ヶ月30枚(尿パッドは90枚) 配達は、翌月の25日前後。 以降、4・7・10・1月の20日前後に3か月分を配達。	厚生労働省による「地域支援事業実施要綱」が改正され、これによると介護用品の支給に係る事業については、原則として地域支援事業における任意事業の「家族介護支援事業」の対象外(平成26年度時点で実施していた場合に限り第7期介護保険事業計画期間内[平成32年度迄]においては実施して差し支えない)とされているが、「各事業の課題を踏まえ、低所得世帯等への影響も考慮しつつ、任意事業としての介護用品支給の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していること」が求められている。	1. 事業規模縮小に向けて給付対象者を狭める為の、※要綱改正の実施を検討。 ※サービス付高齢者住宅、有料老人ホーム利用者を支給対象外とする等。 2. 令和3年度以降は、「介護保険特別会計」から「一般会計」へ移行。
家族介護教室の推進	高齢者福祉課	【R1年度 教室内容】 10月 「認知予防に良いことをやってみよう」 11月 「上手な医療機関のかかり方」 1月 「リハビリの専門家とともに考える自分と相手」 2月3月に予定していた5回の教室が新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。	事業者への募集に関する連絡手段が減ったため、事業実施事業者の募集を早期に実施し、計画的に教室を開催する必要がある。 また、講座によっては参加者が少ないものがあったため、市民への周知方法について工夫をする必要があります。	市公式ホームページや広報等を活用して市民への周知を図り、参加者の増加を図って行く。
認知症家族交流会の推進	高齢者福祉課	認知症専門医による講演会や、地域包括支援センターの専門職を交え参加者同士で日ごろの介護の悩みや疑問等を話し合う交流会を開催した。	-	継続して事業を実施

(3)高齢者の居住安定に向けた取組みの推進

事業名	所管課	実施状況	課題	今後の方向性
養護老人ホームへの措置	高齢者福祉課	地域包括支援センター等から相談を受け、本人の状況等を調査し入所判定委員会を経て老人福祉法第11条に基づき入所措置を行う。年一回以上措置者と面談し入所継続の見直しを行なった。	入所者によっては、集団生活に対応できないケースがある。	関係機関と連携を図り、必要に応じて入所措置を行っていく。
民間賃貸住宅等を利用した居住支援	住宅課	住宅セーフティネット法の改正に伴い、住宅セーフティネット機能の強化・充実を図るため、木更津市住生活基本計画庁内推進委員会ワーキンググループを実施し、入居を拒否しない住宅の情報提供や家賃債務保証に関する情報提供を行なっている。	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録件数が木更津市は0件となっており、住生活の安定の確保が課題となっている。 また、福祉部局の連携などによる居住支援サービスの構築の検討が必要。	各課所管の居住支援サービス・居住ニーズを整理し、どういったサービスが必要なのか検討を行なっていく。また、千葉県賃貸住宅供給促進計画が平成31年度に策定されたため、供給促進計画の方向性も考慮し検討を行なっていく。
市営住宅のバリアフリー化	住宅課	平成30年度に策定した「木更津市営住宅長寿命化計画 改定版」に基づき平成31年度は住吉団地のトイレの水洗化工事と併せて玄関・トイレ・浴室の手すりの設置を行なった。令和2年度は引き続き長須賀団地のトイレの水洗化工事及び玄関・トイレ・浴室の手すりの設置を実施予定。	住戸内部の手すり設置を進めているが、角度が急な階段や高い段差など、住戸内外に解消不能な障害のある箇所がある。	平成30年度に策定した「木更津市営住宅長寿命化計画 改定版」に基づき計画的に住戸改善を実施していく。
多様な住まいの推進	介護保険課	住宅型有料老人ホームの整備が進み、平成31年度には2施設52床が新たに整備された。	介護付き有料老人ホームは計画に基づいた整備が可能だが、他の施設については意見等を付すことができるものの、基準を満たしていれば県の認可がおりるため、整備計画を市では管理できない。施設飽和時の規制をどのように行うか今後県との調整が必要と考える。	平成30年度3月策定の木更津市住生活基本計画に基づく高齢者の住まいの整備や体制づくり、木更津市営住宅長寿命化計画に基づく市営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、高齢者のニーズと適正な量に応じたサービス付き高齢者向け住宅等の誘致を進める。

基本方針3:充実したさまざまな介護サービスが継続して利用できるように ～介護保険サービスの充実と事業の適正な運営～

1. 介護保険サービスの充実

(1)居宅サービスの充実

事業名	所管課	実施状況	課題	今後の方向性
居宅サービスの充実	介護保険課	高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう、サービス基盤の整備を推進する。また、利用者自らの選択により自立支援につながるサービスを継続して利用し、生活を送ることができるよう、介護サービスの円滑な提供を推進し。	－	継続して事業を実施

(2)地域密着型サービスの充実

事業名	所管課	実施状況	課題	今後の方向性
地域密着型サービスの充実	介護保険課	令和2年4月1日に波岡圏域の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が事業を開始し、小規模多機能型居宅介護事業所は工事着工し、令和2年9月の事業開始を予定している。令和2年度開設予定の清川圏域の小規模多機能型居宅介護事業所については応募事業者がなかったため、再度公募手続きを行う予定である。	公募に関しては事業者の意向によるところが大きく、本市に限らず不調に終わるケースが見受けられる。	清川圏域の小規模多機能型居宅介護事業所について、引き続き公募手続きを進めていく。

(3)施設・居住系サービスの充実

事業名	所管課	実施状況	課題	今後の方向性
介護保険施設の充実	介護保険課	平成31年度開設予定の小規模特別養護老人ホームについて、法人設立認可や台風などの影響から令和2年9月の事業となっている。 令和2年度開設予定の広域型特別養護老人ホームについては、県の法人審査会の決定もされているが、開設は令和3年度の見込みとなっている。	現在本市の特養待機者は300名前後で推移しているが、今後の需要のピーク、介護保険料、早期に入居を希望する待機者数などを勘案した上で整備計画を立てる必要がある。	第8期計画での施設整備計画について、ニーズ調査等を踏まえた上で検討していく。
居住系サービスの充実	介護保険課	富来田圏域については、令和2年度中の事業開始が見込まれている。 清川圏域については、事業者選定のための公募を行ったが、応募事業者がいなかったため、再度公募手続きを行う予定である。	公募に関しては事業者の意向によるところが大きく、本市に限らず不調に終わるケースが見受けられる。	公募が不調の場合には、第8期計画で再検討の必要がある。
認知症高齢者グループホーム家賃助成事業	介護保険課	認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)においては、他の介護保険施設が低所得者に対して実施している補足給付制度がないため、認知症対応型共同生活介護事業所を利用する低所得者は、他の介護保険施設利用に比べて費用負担が増大となる。そのため、認知症対応型共同生活介護事業所が要介護認定者及び要支援2の認定を受けた者を受け入れ、家賃の費用負担が困難な低所得者に対し利用者負担の軽減を行っている場合に事業者を対象として助成を行っている。	－	継続して事業を実施

2. 介護保険事業の適正な運営、自立支援型ケアマネジメント及び重度化防止の推進

(1)介護保険給付の適正化

事業名	所管課	実施状況	課題	今後の方向性
介護給付費適正化事業	介護保険課	・認定調査票の全件点検 ・3事業所5プランのケアプラン点検を実施 ・住宅改修、福祉用具購入の申請時における写真等による全件確認 ・縦覧点検及び医療情報との突合チェックの全件実施 ・年4回、給付費通知の発送 ・生活援助中心型サービスのケアプラン検証(9件)	給付適正化調査員の確保	継続して事業を実施

(2)介護保険情報の充実

事業名	所管課	実施状況	課題	今後の方向性
介護保険制度の趣旨の普及・啓発	介護保険課	介護保険の要介護認定申請からサービス利用までの流れを主に掲載したパンフレットを作成し、要介護認定申請時や介護保険の利用に関する相談に来庁された市民やその家族に配布している。 市内公民館に、パンフレットをはじめ介護事業所一覧等のリーフレットを配置し、介護保険の周知を図った。 また、広報きさらづや市公式ホームページに利用者負担割合の変更など介護保険制度の改正に関することを掲載した。	広報紙やホームページ、パンフレットを通して、介護保険制度の概要についての周知はできましたが、介護サービス種類ごとの具体的な内容の周知までには至らなかった。	継続して事業を実施
介護サービス事業者等の情報提供の充実	高齢者福祉課	平成28年度から平成30年度まで導入していた介護サービス事業所と医療機関を検索できる「木更津市介護保険サービス事業所・医療機関情報提供システム」のデータを活用して、平成30年度に、「木更津市介護保険サービス事業所マップ」を作成した。平成31年4月から設置した富来田地域包括支援センター等を掲載したため、4月以降に各地域包括支援センターや高齢者福祉課・介護保険課窓口にて配布した。	－	在宅医療・介護連携推進協議会において、マップの更新作成を検討しています。

基本方針3:充実したさまざまな介護サービスが継続して利用できるように ～介護保険サービスの充実と事業の適正な運営～

3. 介護人材確保の支援・介護サービスの質の確保・向上

(1)介護人材の確保・育成

事業名	所管課	実施状況	課題	今後の方向性
介護人材の確保・育成	介護保険課	高齢化社会の進展により介護人材の不足・介護人材の確保が全国的に喫緊の課題となっている中、EPA(経済連携協定)による外国人介護人材の受入が実施されており、さらに技能実習制度による外国人受入に介護職が追加されたことにより外国人介護人材受入体制が整備されている。これらの受け入れ体制に対応するため外国人介護人材確保対策を実施することにより、介護施設への外国人介護人材の受入を促進し、介護人材の確保を図る。 令和元年度は、木更津市及び市内事業者等で、ベトナム国ダナン市へ訪問、覚書に基づく今後の介護人材の送り出しについて相互協力を確認し、またダナン市内大学等4施設にて意見交換を行なった。	日本で働くための生活習慣や言語の習得など、人材育成に時間や費用がかかるため事業所の負担が大きく、また、数年での離職率が高いため、なかなか普及しづらい。 実際に雇用するのは事業所であり、外国人の介護人材の送り出しに市が行政としてどのような役割を担っていくのが課題。	外国人介護人材の受入を推進するため、ベトナム国ダナン市と介護人材の送り出しについての調整を推進していく。
介護職員初任者研修費用助成事業	介護保険課	平成31年度申請件数0件	助成に対する問い合わせはあったものの、受講予定などのため年度内に申請に至らなかった。近隣で初任者研修を行う事業所に対し、周知を図る必要がある。	助成金について広く周知していく。
地域密着型サービス事業者等への指導等	介護保険課	毎月1～2件事業所に対して実地指導を実施 実施にあたっては、県が示す効率化・標準化の指針に基づき行っている。	平成27年度に15件程度だった対象事業所数が、地域密着型通所介護と居宅介護支援事業所の権限移譲により今年度は100件近くまで増加しており、職員2名での対応が難しい。	県が示す指針では、指定有効期間内に1度の実施が目安となっているため、指針に沿った実施を行っていく。
木更津市ケアマネジメント研究会との連携	介護保険課	・介護保険制度改正等の必要とされる情報を提供する。 ・介護保険給付に関する問合せに対応する。 ・ケアマネ研究会員への周知方法について、従来FAXで行っていたが、有事の際に対応できるよう、事業所のメールアドレスを集約し連絡体制を構築した。	ケアマネジャーの相談に対応するための職員の知識の向上	ケアマネジメント研究会開催を支援するとともに、ケアマネジャーからの相談に随時対応する。
介護相談員派遣等事業	介護保険課	介護相談員を1名配置し、市内の介護保険サービス事業所(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム等)を訪問し、介護サービスの改善を図るために事業所の管理者等との調整やサービス利用者の疑問や不満、不安などを直接聴いたり、施設等の担当者と意見交換を行うなどし、介護サービスの質の向上に努めている。 また、要介護認定がある転入者の自宅へ訪問し、相談を受けたりすることで利用者と事業者との間の調整を行っている。	現在、1名のみで業務を行っており、市内の事業所を十分に訪問するには人数を増やすことが必要だが、相談員業務を行うことができる、経験・知識のある人材を確保することが難しい。	相談員を増員し、市内の事業所を十分に訪問できるようにする。